



毎月5日発行

# Monthly 情報掲示板

社会保険労務士法人のぞみ 税理士法人 のぞみ  
(旧社会保険労務士法人MAC) (旧税理士法人望月会計)

TEL: 0263-34-4488

FAX: 0263-34-0054

第 129 号

## 長野県の最低賃金が変わりました

最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用となります。

- ・ 臨時に支払われる賃金
- ・ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・ 時間外割増賃金
- ・ 休日割増賃金
- ・ 深夜割増賃金など
- ・ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

## 長野県最低賃金

(時間額) 821円

平成30年10月1日から適用

なお、下表に掲げる産業で働く労働者には、産業別最低賃金が適用されます。

産業別最低賃金	時間額	効力発生日
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	854 円	平成29年 11月27 日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	865 円	平成29年 11月27 日
各種商品小売業	821 円	平成30年 10月1日
印刷、製版業	821 円	平成30年 10月1日

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

## ★ 最低賃金の計算方法

1. 時間給の場合  
時間給  $\geq$  最低賃金額 (時間額)
2. 日給の場合  
日給  $\div$  1日の所定労働時間  $\geq$  最低賃金額 (時間額)
3. 月給の場合  
月給  $\div$  1箇月平均所定労働時間  $\geq$  最低賃金額 (時間額)
4. 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合  
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除した金額  $\geq$  最低賃金 (時間額)
5. 上記1~4の組み合わせの場合  
例えば基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、それぞれ上の2、3の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額 (時間額) と比較します。